

## 海外旅行(傷害)保険の基本項目の補償内容・・・(概要)

傷害死亡保険金・・・旅行先での偶然な事故が原因で死亡した時に支払われる。

傷害治療費用保険金・・・旅行先での偶然な事故によるケガの治療で要した費用等が補償される。

(治療・救援費用)

例) スキューバダイビング中に耳抜きができず、鼓膜を負傷し、治療を受けた場合などの治療費などが対象。

現地でのキャッシュレス治療サービス有り

**【注意】妊娠・出産・流産、他覚症状のないむちうち症、腰痛などは支払いの対象にはなりません。**

疾病死亡保険金・・・現地で突然発病した病気が原因で死亡した時に支払われる。

疾病治療費用保険金・・・現地で突然発病した病気の治療に要した費用などが補償される。

(治療・救援費用)

例) 現地で子供が突然熱を出し、治療を受ける為病院にいったが、言葉が通じない為、急遽通訳者を紹介してもらって通訳してもらった。その際の通訳雇入費も疾病治療費の対象となる。

現地でのキャッシュレス治療サービス有り

**【注意】妊娠・出産・流産およびこれらが原因の病気、他覚症状のないむちうち症、腰痛、歯科疾病などは支払い対象にはなりません。**

賠償責任保険金・・・他人をケガさせてしまったり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合などに支払われる。

例) ショッピングしている時、店内に飾ってあった高級なグラスに自分が持っていたかばんがあたって落ちて壊れてしまった場合のお店に対する賠償責任等が対象。

**【注意】自動車運転中の事故、航空機及び船舶操縦中の事故等はこの保険の対象にはなりません。**

携行品保険金・・・身の回り品が盗難にあたり、偶然な事故により破損してしまった場合に1品一式(1対)10万円を限度に補償される。

例) レストランで友人と食事中、話に没頭し、気づかぬ内に横に置いていたカメラが盗まれていた。この場合、10万円を限度にカメラは携行品の対象

支払対象はあくまでも盗難の場合であり、紛失や置き忘れは対象になりません。

取扱商品によりましては、携行品損害額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗及び航空会社等手荷物不着による損害については30万円が保険期間中の支払限度額となる(但し、携行品の保険金額が30万円以下の場合は保険金額が支払限度)ものもごございます。ご加入時に内容をご確認下さい。

**【注意】次のもの・場合は携行品の対象になりません。**

サーフィン・ウインドサーフィン等の用具

危険な運動(ピッケル、アイゼンなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等)を行っている間の当該運動の用具

現金・小切手・カード・コンタクトレンズ・義歯等

商品や商売道具など

別送品

紛失や置き忘れ

救援者費用保険金・・・現地で保険加入されている方が不慮の事故などに遭い、日本にいらっしゃるご親族や代理の方が現地へ駆けつける渡航費や宿泊費などが対象となる。

例) 旅行中の子供がけがをし、長期入院することになった。その入院に伴い、日本からお母様が現地にかけて、子供の入院に付きそう時の費用が対象。

**このホームページの情報は、当該商品のパンフレットの付属資料としてご覧頂くものです。ご検討にあたっては、必ず当代理店より説明を受け当該商品のパンフレット及びご契約のしおりをあわせてご覧ください。**

発券保険会社によりましては「航空機寄託手荷物」、「航空機遅延」、「入院一時金」等が自動付帯されているセットプランもご用意致しております。ご契約時にご確認ください。